証券コード　3698
2019年11月28日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号
株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
代表取締役社長　押　見　正　雄

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月18日（水曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2019年12月19日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号　アイビーホール　４階　クリノン
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第19期（2018年10月１日から2019年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（2018年10月１日から2019年９月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

以　上

株主総会終了後、引き続き同会場にて、株主のみなさまに当社へのご理解を深めていただくため、事業説明会を開催いたします。
お時間の許す限りご参加くださいますようご案内申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.cri-mw.co.jp/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.cri-mw.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年10月 1 日から
2019年 9 月30日まで）

1．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出・生産や企業マインド面に海外経済の減速の影響が引き続きみられるものの、企業の設備投資は増加傾向を続けており、景気は緩やかな拡大基調を続けております。

当社グループを取り巻く事業環境については、国内ゲーム市場において、スマートフォンゲームアプリの成長鈍化や家庭用ゲーム機が端境期を迎えた影響が一部にあるものの、ユーザーや開発者がゲームの音声や映像に求めるレベルは常に高まっており、ミドルウェアへの需要は底堅く推移しております。また、動画広告市場においては、スマートフォン動画広告が急拡大しており、手軽な動画制作への需要は引き続き堅調に推移しております。

これらの状況下、当社グループは、今後成長が見込める事業、市場を見据えた研究開発体制を整備し、事業基盤の拡大、グループシナジーの創出に注力しております。

主力のゲーム分野においては、当社製ミドルウェア「CRIWARE（シーアールアイウェア)」のライセンス売上は、家庭用ゲーム機向けや大手顧客向けが伸びなかったものの、スマホ向けや中国市場を中心とした海外向けが堅調に推移したこと等により、前期比増収となりました。組込み分野は、遊技機向けや家電・IoT等向けが想定どおり受注できなかったことに加え、カラオケ向けの前期特需の反動減等により、前期比減収となりました。医療・ヘルスケア分野は、クリニック向け大型開発案件が予定どおり完了できなかったものの、上期納入分だけで前期比増収となりました。新規分野は、動画向けソリューション「CRI DietCoder（シーアールアイダイエットコーダー)」が伸び悩んだものの、Web動画ミドルウェア「LiveAct PRO（ライブアクトプロ)」が採用顧客数を着実に積み上げたこと等により、前期比増収となりました。2018年５月に完全子会社化した株式会社ウェブテクノロジにつきましては、当期は連結業績に通期で寄与し、前期比増収となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,784,025千円（前期比8.7％増）、営業利益368,588千円（前期比8.2％減）、経常利益371,699千円（前期比10.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益259,308千円（前期比8.8％減）となりました。

なお、当社グループはミドルウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

② 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、ストック・オプション（第２回新株予約権及び第３回新株予約権）の行使による払込みを受けたことから、新規で111,700株の株式発行を行いました。これにより、107,062千円の資金調達を行っており、当連結会計年度において資本金及び資本剰余金がそれぞれ53,531千円増加し、当連結会計年度末において資本金が480,345千円、資本剰余金が511,837千円となっております。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (2016年９月期)	第 17 期 (2017年９月期)	第 18 期 (2018年９月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2019年 9 月期)
売　　上　　高（千円）	1,334,746	1,258,962	1,641,250	1,784,025
経　　常　　利　　益（千円）	314,087	120,015	413,787	371,699
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	203,377	80,054	284,467	259,308
１株当たり当期純利益　（円）	45.55	16.94	59.79	53.26
総　　資　　産（千円）	2,456,282	3,463,525	4,259,959	4,397,292
純　　資　　産（千円）	1,838,761	1,928,807	2,340,207	2,697,735
１株当たり純資産額　（円）	388.08	405.91	483.63	544.12

（注）１．　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社ウェブテクノロジ	10,000千円	100%	画像最適化ソフトウェア・ASP型ツール等の企画・開発・運用
CRI Middleware, Inc.	500千米ドル	100%	欧米におけるCRIWAREのライセンス提供、市場調査
上海希艾維信息科技有限公司 (CRI Middleware China Co.,Ltd.)	2,000千中国元	70%	中国におけるCRIWAREのライセンス提供、技術サポート

（注）　当連結会計年度において新たに設立した上海希艾維信息科技有限公司を連結範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、技術革新のスピードが速く、最新のトレンドが目まぐるしく変化する厳しい環境であります。

このような環境の中、当社グループは、成長の兆しが見える製品や事業にリソースを積極的に投下し、事業拡大のための基盤構築を行います。また、安定収益をもたらすようになった事業に対しては、堅実な戦略で事業を推進いたします。

分野別には、次の課題に取り組んでまいります。

① ゲーム分野につきましては、国内は、スマートフォンビジネスを着実に伸ばすとともに、今後リリースが予定されている新ゲームプラットフォームにも対応し、顧客の維持に努めます。海外は、中国市場に対するロイヤリティビジネスの拡大に注力するとともに、新たな事業モデルにも挑戦し、CRIWAREの海外への普及を目指します。

② 組込み分野につきましては、カラオケ向けは、業務用主力ソフト開発によって事業拡大を図るとともに、当社の音声・映像技術を活用することで付加価値の高いソリューション提供を目指します。車載向けは、当社の音声のノウハウを高付加価値の開発・サービスとして提供し、より多くの自動車関連メーカーと取引拡大を目指します。遊技機向けは、特定メーカーとの関係を強化し、安定したロイヤリティ収益の獲得を目指します。

③ 新規分野につきましては、今後一層の需要拡大が見込まれるWeb向け動画処理の研究開発及び顧客提案を進めてまいります。また、資本業務提携先のTerafence社とIoTサイバーセキュリティソリューションの共同開発及び製品化に引き続き注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年９月30日現在）

①音声・映像・ファイルシステムに関する研究開発
②ミドルウェア製品の販売・サポート

(6) 主要な事業所（2019年９月30日現在）

① 当社

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号

② 子会社

名　　称	所　在　地
株式会社ウェブテクノロジ	東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号
CRI Middleware, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州
上海希艾維信息科技有限公司 (CRI Middleware China Co., Ltd.)	中華人民共和国上海市

(7) 従業員の状況（2019年９月30日現在）

①連結会社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名	＋5名	38.8歳	7.7年

（注）１．従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。
２．従業員数は就業人員であります。

②提出会社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87名	＋2名	37.3歳	7.5年

（注）１．従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。
２．従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（2019年９月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

（1）株式の状況（2019年９月30日現在）

① **発行可能株式総数**　14,400,000株

② **発行済株式の総数**　5,073,918株

③ **株主数**　3,614名

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
株式会社セガホールディングス	640,000株	13.02%
ＣＲＩ・ミドルウェア従業員持株会	582,400株	11.85%
押見正雄	392,800株	7.99%
古川憲司	230,000株	4.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	197,500株	4.02%
松下操	141,800株	2.89%
鈴木久司	120,000株	2.44%
平崎泰司	100,200株	2.04%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	87,400株	1.78%
鈴木泰山	80,600株	1.64%

（注）　持株比率は、自己株式（159,032株）を控除して計算しております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

ストック・オプション（第２回新株予約権及び第３回新株予約権）の行使により、発行済株式の総数は、111,700株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		2015年11月12日	2018年１月18日
新株予約権の数		1,109個	3,264個
新株予約権の目的である株式の種類と数		普通株式 110,900株 (新株予約権 １個につき　100株)	普通株式 326,400株 (新株予約権 １個につき　100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり2,900円とする。	新株予約権１個当たり2,800円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 １個当たり　133,200円 （１株当たり　1,332円)	新株予約権 １個当たり　202,900円 （１株当たり　2,029円)
権利行使期間		2016年１月16日から 2023年１月15日まで	2020年12月１日から 2026年２月14日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況 (社外取締役を除く)	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　739個 目的となる株式数　73,900株 保有者数　3名	新株予約権の数　1,800個 目的となる株式数　180,000株 保有者数　4名
	取締役（監査等委員）	－	－

（注）１．イ　新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2016年９月期（2015年10月１日から2016年９月30日まで）、2017年９月期（2016年10月１日から2017年９月30日まで）又は2018年９月期（2017年10月１日から2018年９月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが370百万円を超過した場合、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を権利行使することができる。また、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

ロ　新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は新株予約権者が当社又は当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認したときは、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間を経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日までに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

ハ　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ニ　１個の新株予約権の一部行使は認めない。

２．イ　新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2020年９月期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）または2021年９月期（2020年10月１日から2021年９月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが445百万円を超過した場合に限り、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。ただし、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

ロ　新株予約権者は、当社または当社子会社を退任または退職した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が当社または当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日が到来するまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

ハ　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ニ　１個の新株予約権の一部行使は認めない。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

③ **その他新株予約権等の状況**

イ．2017年６月30日開催の取締役会決議に基づき発行した、第３回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

券面総額又は振替社債の総額	1,019,900,000円
各社債の金額	25,497,500円の１種
発行価額の総額	1,019,900,000円
発行価格	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（%）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	2021年７月16日

償還の方法	1．償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄２．(2) 乃至 (4) に定める金額による。 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債は、2021年７月18日（以下「償還期限」という。）にその総額を償還する。 (2) 当社は、2018年７月18日以降、2021年７月15日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 ①2018年７月18日から2019年７月17日までの期間：101.5% ②2019年７月18日から2020年７月17日までの期間：103.0% ③2020年７月18日から2021年７月15日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、2019年12月24日以降、その選択により、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3．償還元金の支払場所 株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号 住友不動産青山通ビル ９階
新株予約権に関する事項	新株予約権の目的となる株式の種類　普通株式 発行する新株予約権の総数　40個 転換価額　１株当たり2,914円 行使期間　2017年７月18日から2021年７月15日まで
募集の方法	第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
払込期日	2017年７月18日 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

ロ．2015年11月12日開催の取締役会決議に基づき発行した、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

券面総額又は振替社債の総額	310,000,000円
各社債の金額	10,000,000円の１種
発行価額の総額	310,000,000円
発行価格	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（%）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	2019年12月25日

償還の方法	1．償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄２．(2) 乃至 (4) に定める金額による。 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債は、2019年12月25日（以下「償還期限」という。）にその総額を償還する。 (2) 当社は、2016年11月30日以降、2019年12月24日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 ①2016年11月30日から2017年11月29日までの期間：101.5% ②2017年11月30日から2018年11月29日までの期間：103.0% ③2018年11月30日から2019年12月24日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の１ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 ①2015年11月30日から2016年11月30日までの期間：105.0% ②2016年12月１日から2019年12月24日までの期間：100.0% (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3．償還元金の支払場所 株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号 住友不動産青山通ビル ９階
新株予約権に関する事項	新株予約権の目的となる株式の種類　普通株式 発行する新株予約権の総数　31個 転換価額　１株当たり1,332円 行使期間　2015年11月30日から2019年12月24日まで
募集の方法	第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
払込期日	2015年11月30日 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

ハ．2015年11月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第４回新株予約権

新株予約権の数	1,708個
発行価額	2,664,480円（本新株予約権１個につき1,560円）
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　　170,800株 （本新株予約権１個につき　100株）
資金調達の額	230,170,080円 （内訳）本新株予約権発行による調達額：　2,664,480円 本新株予約権行使による調達額：　227,505,600円 （１株当たり1,332円）
払込期日	2015年11月30日
新株予約権の行使期間	2015年11月30日（本新株予約権の払込み完了以降）から2019年12月24日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資　本　金　115,085,040円 資本準備金　115,085,040円
新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全部をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	押　見　正　雄	組込み事業部・インターネット事業部・事業開発室　管掌 株式会社ウェブテクノロジ　取締役 上海希艾維信息科技有限公司　董事
取締役会長	古　川　憲　司	コーポレート本部　管掌 上海希艾維信息科技有限公司　監事
常務取締役	田　中　克　己	エンターテインメント事業本部長 兼 経営企画室長 株式会社ウェブテクノロジ　取締役 上海希艾維信息科技有限公司　董事長
取　締　役	鈴　木　泰　山	医療・ヘルスケア事業部長
取　締　役	櫻　井　敦　史	エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長
取締役（監査等委員）	片　山　勝　博	
取締役（監査等委員）	金　成　壽　及	
取締役（監査等委員）	和　藤　誠　治	ＴＭＩ総合法律事務所　弁護士

（注）１．取締役　片山勝博、金成壽及及び和藤誠治は、社外取締役であります。
２．取締役　片山勝博及び金成壽及は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役　片山勝博は、長年に亘る上場会社における経理部門での経験があります。
・取締役　金成壽及は、長年に亘る金融機関での勤務経験と、ゲーム会社における管理部門責任者及び海外でのＣＦＯ（最高財務責任者）経験を有しております。
３．当社は、内部統制システムを利用した監査を実施する方針のため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
４．当社は取締役　片山勝博を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。
2018年12月20日開催の第18回定時株主総会において、櫻井敦史が取締役に選任され、就任いたしました。
６．当社と片山勝博、金成壽及及び和藤誠治は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役の報酬等の額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取　締　役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （0名）	74,798千円 （ - 千円）
取　締　役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	14,256千円 （14,256千円）
合　　計 （うち社外取締役）	8名 （3名）	89,054千円 （14,256千円）

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年12月21日開催の定時株主総会において年額90,000千円以内と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年12月21日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　名	職　位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
和藤誠治	取締役 （監査等委員）	TMI総合法律事務所 弁護士	兼職先は当社と顧問契約を締結している法律事務所であり、法律事務の委託など取引関係にあります。当事業年度における取引額は、当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計の0.4%未満と僅少です。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　名	職　位	出席状況及び発言状況
片山勝博	取締役 （監査等委員）	当事業年度全13回すべての取締役会及び全12回すべての監査等委員会に出席し、長年に亘る上場会社における経理部門での経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
金成壽及	取締役 （監査等委員）	当事業年度全13回すべての取締役会及び全12回すべての監査等委員会に出席し、主に金融機関での勤務経験と海外法人でのＣＦＯ（最高財務責任者）としての経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
和藤誠治	取締役 （監査等委員）	当事業年度全13回すべての取締役会及び全12回すべての監査等委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① **名称**　EY新日本有限責任監査法人

② **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	20,000千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ **非監査業務の内容**

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外である、デューデリジェンス調査対応業務について対価を支払っております。

④ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的である事項とする方針であります。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

⑤ **責任限定契約の内容の概要**

当社定款第37条において、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めておりますが、当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役及び社員が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置づけております。取締役会等での議論を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識を高め、それに基づいて職務の執行を徹底しております。当社の取締役会は、取締役会規程に基づいて運営し、取締役間の意思疎通を図るとともに、監査等委員である取締役も出席した上で業務執行を監督しております。一方、法令等遵守に関する規程の整備を進め、社員の法令等の遵守意識の維持・向上を図っております。また、当社は代表取締役社長直轄の内部監査グループを設置しており、内部監査グループは、取締役会決議により定められた基本方針に基づいて整備された内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。子会社に対しても内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、年１回の内部監査を実施し、同様の手続きを行う体制としております。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、取締役会議事録を作成し、保管体制を構築しております。また、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程等に基づいて管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。これらの事務手続きについては、コーポレート本部担当取締役が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など、随時取締役会に報告しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、損失の危険の管理について、リスク管理シートを定期的に見直し、周知・徹底することにより、社内での意識づけを図っております。また、内部監査グループは、内部監査規程に基づいて監査実施項目及び方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施しております。内部監査グループ及び監査等委員会の監査により、法令又は定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告することとしております。同様に、当社の内部監査グループ及び監査等委員会は、関係会社管理規程に基づく子会社に対する

監査により、法令又は定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、当社の代表取締役社長に直ちに報告し、子会社に対して指導又は勧告を行う体制としております。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、毎月１回定時に開催するほか、緊急を要する場合には臨時に開催し、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。業務執行の監督については、取締役会規程により定められている事項に関し、すべて取締役会に付議することとし、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配付され、経営判断の原則に基づき充実した議論が行われる体制をとっております。日常の業務遂行につきましては、職務権限基準表、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとしております。なお、業務を効率的に行うために、業務システムの合理化やＩＴ化を推進するほか、情報システム管理規程に基づき、総合的な情報の運用・管理を徹底しております。また、子会社の取締役より、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報について毎月報告を受ける体制をとっており、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行っております。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社の管理を担当する経営企画室は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとしております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項、その社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する社員の独立性を確保するため、その社員の人事及び独立性、実効性については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役にて意見交換を行い、適切に対応するものとします。

⑦　当社及び子会社の取締役及び社員が監査等委員会に報告をするための体制

当社及び子会社の取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、内部通報制度運用規程に基づき、直ちに監査等委員会に報告する体制をとっております。また、監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の

執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じてその他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する稟議書等の重要な文書を閲覧し、監査等委員でない取締役及び社員にその説明を求めることとしております。当社及び子会社の取締役及び社員は、監査等委員会が報告を要請した事項については、速やかに報告を行っております。なお、内部通報制度運用規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その保護を図っております。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び社員は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めております。代表取締役社長は、監査等委員会が内部監査グループとの適切な意思疎通及び効果的な監査業務を実施するための体制を構築しております。また、監査等委員会は毎月1回定時に定例委員会を開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、決議、協議、報告及び情報交換を行うとともに、内部監査グループから監査結果の報告を、また、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとしております。

⑨　反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、反社会的勢力に対して、反社会的勢力排除規程に基づき、以下のとおりの対応を行っております。

イ．反社会的勢力を排除するための社内体制の整備、外部専門機関との連携を行っております。

ロ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、当該部署が情報の一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。

ハ．契約書に暴力団排除条項を導入しております。

ニ．取引先の審査等を行うとともに、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用しております。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、2018年12月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改定を決議いたしました。当社はかかる基本方針に基づいて内部統制システムを整備し、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査等委員会によって選定監査等委員に選定された取締役は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査グループにより各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。しかしながら、今後の事業発展及び経営基盤強化に向けての投資を目的とした内部留保の充実を図るため、当事業年度の剰余金の配当を無配としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,475,867	流動負債	518,985
現金及び預金	2,887,684	買掛金	14,397
売掛金	526,848	未払法人税等	25,396
仕掛品	20,831	賞与引当金	2,147
有価証券	996	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	310,000
その他	40,942	その他	167,044
貸倒引当金	△1,436	固定負債	1,180,571
		転換社債型新株予約権付社債	1,019,900
固定資産	921,424	退職給付に係る負債	97,868
有形固定資産	27,760	役員退職慰労引当金	62,802
建物及び構築物	16,955	負債合計	1,699,556
工具、器具及び備品	10,805	(純資産の部)	
無形固定資産	207,241	株主資本	2,681,132
ソフトウェア	206,949	資本金	480,345
その他	291	資本剰余金	511,837
投資その他の資産	686,422	利益剰余金	1,909,081
投資有価証券	575,695	自己株式	△220,131
繰延税金資産	42,089	その他の包括利益累計額	△6,802
その他	68,637	その他有価証券評価差額金	104
		為替換算調整勘定	△6,907
		新株予約権	15,019
		非支配株主持分	8,385
		純資産合計	2,697,735
資産合計	4,397,292	負債純資産合計	4,397,292

連結損益計算書

（2018年10月１日から
2019年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,784,025
売上原価		636,732
売上総利益		1,147,293
販売費及び一般管理費		778,705
営業利益		368,588
営業外収益		
受取利息	3,676	
受取配当金	5,471	
その他	1,397	10,544
営業外費用		
為替差損	5,035	
開業費	1,528	
その他	870	7,433
経常利益		371,699
税金等調整前当期純利益		371,699
法人税、住民税及び事業税	108,159	
法人税等調整額	4,943	113,103
当期純利益		258,596
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△712
親会社株主に帰属する当期純利益		259,308

連結株主資本等変動計算書

（2018年10月 1 日から 2019年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	426,814	458,306	1,649,772	△220,131	2,314,762
当期変動額					
新株の発行	53,531	53,531	—	—	107,062
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	259,308	—	259,308
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	53,531	53,531	259,308	—	366,370
当期末残高	480,345	511,837	1,909,081	△ 220,131	2,681,132

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	11,369	△3,150	8,218	17,227	—	2,340,207
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	107,062
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	259,308
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 11,264	△ 3,756	△ 15,020	△ 2,207	8,385	△ 8,842
当期変動額合計	△ 11,264	△ 3,756	△ 15,020	△ 2,207	8,385	357,527
当期末残高	104	△ 6,907	△ 6,802	15,019	8,385	2,697,735

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,744,088	流動負債	437,765
現金及び預金	2,176,761	買掛金	13,263
売掛金	504,953	未払費用	40,010
仕掛品	20,831	未払法人税等	26,602
前払費用	33,649	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	310,000
その他	9,328	前受金	31,918
貸倒引当金	△ 1,436	預り金	6,867
		その他	9,103
		固定負債	1,180,571
固定資産	1,579,105	転換社債型新株予約権付社債	1,019,900
有形固定資産	26,897	退職給付引当金	97,868
建物	16,955	役員退職慰労引当金	62,802
工具、器具及び備品	9,941	負債合計	1,618,336
無形固定資産	193,561	(純資産の部)	
ソフトウェア	193,269	株主資本	2,689,717
その他	291	資本金	480,345
投資その他の資産	1,358,646	資本剰余金	511,837
投資有価証券	559,299	資本準備金	470,345
関係会社株式	694,300	その他資本剰余金	41,492
出資金	1,294	自己株式処分差益	41,492
繰延税金資産	40,669	利益剰余金	1,917,666
その他	63,082	利益準備金	927
		その他利益剰余金	1,916,739
		繰越利益剰余金	1,916,739
		自己株式	△ 220,131
		評価・換算差額等	120
		その他有価証券評価差額金	120
		新株予約権	15,019
		純資産合計	2,704,857
資産合計	4,323,193	負債純資産合計	4,323,193

損 益 計 算 書

（2018年10月１日から
2019年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,586,189
売上原価		605,609
売上総利益		980,579
販売費及び一般管理費		610,885
営業利益		369,694
営業外収益		
受取利息	3,229	
受取配当金	5,471	
経営指導料	4,000	
その他	898	13,600
営業外費用		
為替差損	1,321	
その他	0	1,321
経常利益		381,973
税引前当期純利益		381,973
法人税、住民税及び事業税	101,898	
法人税等調整額	12,441	114,339
当期純利益		267,633

株主資本等変動計算書

（2018 年10月 1 日から 2019 年 9 月30 日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
			自己株式処分差益			繰越利益剰余金	
当期首残高	426,814	416,814	41,492	458,306	927	1,649,105	1,650,032
当期変動額							
新株の発行	53,531	53,531	—	53,531	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	267,633	267,633
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	53,531	53,531	—	53,531	—	267,633	267,633
当期末残高	480,345	470,345	41,492	511,837	927	1,916,739	1,917,666

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△220,131	2,315,021	11,360	11,360	17,227	2,343,609
当期変動額						
新株の発行	—	107,062	—	—	—	107,062
当期純利益	—	267,633	—	—	—	267,633
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△11,240	△11,240	△2,207	△13,447
当期変動額合計	—	374,695	△11,240	△11,240	△2,207	361,248
当期末残高	△220,131	2,689,717	120	120	15,019	2,704,857

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月7日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　　崇　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　金　野　広　義　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェアの2018年10月１日から2019年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月７日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　　崇　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　金　野　広　義　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェアの2018年10月１日から2019年９月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

（1）監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（2）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月7日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　監査等委員会

取締役（監査等委員）　片　山　勝　博　㊞

取締役（監査等委員）　金　成　壽　及　㊞

取締役（監査等委員）　和　藤　誠　治　㊞

（注）監査等委員 片山勝博、金成壽及及び和藤誠治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　　定款一部変更の件

(1)提案の理由

当社及び当社グループ会社の今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）について事業目的の記載内容の一部変更を行うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）～（５）（記載省略）	（１）～（５）（現行どおり）
＜新設＞	（６）音楽・音響制作、音声収録、およびこれらの編集、加工
＜新設＞	（７）画像・映像制作、動画撮影、およびこれらの編集、加工
＜新設＞	（８）音楽・映像に関する、制作・編集システムの制作、取得、賃貸、売買、管理
＜新設＞	（９）音楽・音響・音声、画像・映像・動画の権利取得、賃貸、売買および管理
＜新設＞	（10）音楽・映像分野の書籍、雑誌、楽譜の出版
（６）（記載省略）	（11）（現行どおり）
（７）（記載省略）	（12）（現行どおり）
（８）（記載省略）	（13）（現行どおり）

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。このたび経営体制の強化を図るため、新たに１名を加えた６名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	押見 正雄（おしみ まさお） （1963年２月15日）	1987年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 1997年10月　同社マルチメディア研究室マネージャー 2002年８月　当社へ出向 2003年４月　当社取締役 2007年４月　当社専務取締役 2008年６月　当社代表取締役専務 2013年４月　当社代表取締役社長 第１事業ユニット長、エンターテインメント事業推進室 管掌 2016年10月　当社代表取締役社長 事業開発本部長 2017年10月　当社代表取締役社長 組込み事業推進部、新規事業推進部、エンターテインメント事業開発室 管掌 2018年５月　株式会社ウェブテクノロジ 取締役（現任） 2018年10月　当社代表取締役社長 組込み事業部・インターネット事業部・事業開発室 管掌（現任） 2019年５月　上海希艾維信息科技有限公司 董事（現任） 2019年10月　株式会社ツーファイブ 代表取締役社長（現任）	392,800株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	古川憲司（ふるかわけんじ） (1956年2月24日)	1978年 4月　コンピューターサービス株式会社［現ＳＣＳＫ株式会社］入社 1987年 9月　同社管理本部人事労務部 部門長 1991年 9月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　出向 2000年 2月　同社取締役 総務部長 2001年 8月　当社取締役 2010年 3月　当社代表取締役社長 2013年 4月　当社代表取締役会長 2015年 6月　株式会社ベリサーブ 社外取締役 2016年 6月　同社社外取締役（監査等委員） 2017年12月　当社取締役会長 2018年12月　当社取締役会長 コーポレート本部 管掌（現任） 2019年 5月　上海希艾維信息科技有限公司 監事（現任）	230,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	田中克己（たなかかつみ） (1966年10月21日)	1989年４月　株式会社ＣＳＫ［現ＳＣＳＫ株式会社］入社 1993年10月　株式会社セガ・エンタープライゼス［現株式会社セガゲームス］入社 2001年４月　株式会社アルブレイン 取締役 2008年３月　株式会社ＡＱインタラクティブ　入社 2010年２月　同社執行役員 事業企画部長 2011年10月　株式会社マーベラスＡＱＬ［現株式会社マーベラス］執行役員 デジタルコンテンツ事業部 副事業部長 2013年４月　当社執行役員 コーポレート部門長 2013年12月　当社取締役 コーポレート本部長 2016年10月　当社取締役 コーポレート本部長、事業開発本部 副本部長 兼 広報・ＩＲ室長 2016年12月　当社常務取締役 コーポレート本部長、広報・ＩＲ室長 兼 事業開発本部 副本部長 2018年５月　株式会社ウェブテクノロジ 取締役（現任） 2018年10月　当社常務取締役 コーポレート本部長、広報・ＩＲ室長 兼 エンターテインメント事業本部長 2018年12月　当社常務取締役、エンターテインメント事業本部長 兼 経営企画室長（現任） 2019年５月　上海希艾維信息科技有限公司 董事長（現任） 2019年10月　株式会社ツーファイブ 取締役（現任）	65,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	鈴木泰山（すずきたいざん） (1963年12月1日)	1987年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 2001年６月　当社へ出向 2004年７月　当社営業部長 2010年３月　当社取締役 2013年４月　当社取締役 第３事業ユニット長 2015年10月　当社取締役 医療・ヘルスケア事業推進部長 2018年10月　当社取締役 医療・ヘルスケア事業部長（現任）	80,600株
5	櫻井敦史（さくらいあつし） (1974年10月８日)	2000年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 2002年８月　当社へ出向 2004年７月　当社入社 2013年10月　当社第１事業ユニット副ユニット長 兼 開発統括マネージャー 2015年10月　当社執行役員 研究開発本部長 2018年10月　当社執行役員 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長 2018年12月　当社取締役 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長（現任）	51,300株
6	飯野智（いいのさとる） (1965年７月９日)	1989年４月　株式会社日立製作所　入社 2000年３月　ＣＳＫベンチャーキャピタル株式会社　入社 2004年２月　同社取締役 2010年９月　株式会社ウィズ・パートナーズ 執行役員 2013年４月　同社投資運用部長 2013年６月　株式会社アドバンスト・メディア 取締役（現任） 2015年３月　株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター ファンド事業ＣＩＯ（現任） 2017年３月　株式会社ＡＬＢＥＲＴ 取締役（現任）	0株

（注）１．取締役候補者飯野智氏は株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ディレクターファンド事業CIOを兼務しており、当社は、同社が業務執行組合員であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債および新株予約権の割り当てを行っております。なお、他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．飯野智氏は、社外取締役候補者であります。

3．飯野智氏は、数々のテクノロジーベンチャー企業を育成してこられた豊富な経験及び海外展開や新規事業開発に関する幅広い見識を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
4．当社は、飯野智氏との間で会社法第427条第１項の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定でおります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
5．監査等委員会は、監査等委員である取締役以外の取締役の選任等について、担当役員より取締役の選任案及びその考え方に関する報告を受け、検討した結果、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績等を踏まえ、本議案で提案されている取締役候補者について妥当であると判断しております。

第３号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	片山勝博（かたやまかつひろ） （1951年５月26日）	1977年４月　コンピューターサービス株式会社［現ＳＣＳＫ株式会社］入社 1986年３月　株式会社ＣＳＫ総合研究所出向　経理課長 1998年８月　ＣＳＫネットワークシステムズ株式会社出向 2002年６月　日本カードセンター株式会社［現株式会社クオカード］出向　常勤監査役 2005年10月　同社　業務管理部長 2013年12月　当社常勤監査役 2017年12月　当社取締役（監査等委員）（現任）	0株
2	金成壽及（かなりとしつぐ） （1951年12月23日）	1975年４月　株式会社住友銀行［現株式会社三井住友銀行］入行 1997年１月　同行　府中支店長 2003年２月　株式会社セガ［現株式会社セガゲームス］出向　コーポレート本部　理事 2004年２月　同社　CS総合管理部　参事 2004年４月　Sega Amusements U.S.A., Inc. 取締役CFO 2008年８月　株式会社セガ［現株式会社セガゲームス］事業支援部　参事 2009年12月　当社監査役 2016年４月　株式会社セガホールディングス　コーポレート本部　財務部　参事 2017年12月　当社取締役（監査等委員）（現任）	0株
3	和藤誠治（わとうせいじ） （1979年11月22日）	2007年９月　弁護士登録(第一東京弁護士会) TMI総合法律事務所　入所（現任） 2017年12月　当社取締役（監査等委員）（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．片山勝博氏、金成壽及氏及び和藤誠治氏は、社外取締役候補者であります。候補者３名は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、候補者３名の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
３．(1)片山勝博氏は、長年に亘る上場会社における経理部門での幅広い見識と豊富な経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
(2)金成壽及氏は、長年に亘る金融機関での勤務経験と、ゲーム会社における管理部門責任者及び海外でのＣＦＯ（最高財務責任者）経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
(3)和藤誠治氏は、弁護士として高い専門性を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
４．当社は、片山勝博氏、金成壽及氏及び和藤誠治氏との間で会社法第427条第１項の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、選任が承認された場合は、上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は片山勝博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
６．監査等委員である取締役候補者の和藤誠治氏は、当社と顧問契約を締結しているTMI総合法律事務所の所属弁護士であり、当社は同法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計の0.4％未満と僅少です。

第４号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年12月21日開催の定時株主総会において、年額90,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数が１名増員の６名（うち社外取締役１名）となること、ならびに経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額120,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

以　上

メ　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
アイビーホール　４階　クリノン
TEL 03－3409－8181



交通　東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線「表参道駅」（Ｂ１・Ｂ３出口）より徒歩５分

【事業説明会のご案内】

株主総会終了後に、株主のみなさまに当社へのご理解を深めていただくため、下記のとおり事業説明会を開催いたします。
お時間の許す限りご参加くださいますようご案内申しあげます。

記

１．日時　2019年12月19日（木曜日）株主総会終了後
※お時間は30分程度を予定しております。
２．会場　アイビーホール　４階　クリノン